

やまがた 中小企業

山形県中小企業団体中央会
URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>

第1号
令和6年度

令和6年度合同専門委員会を開催



本会は、5月9日(木)山形市 ホテルメトロポリタン山形で令和6年度合同専門委員会を開催しました。

合同専門委員会では、1月から3月にかけて実施した会員組合の皆様への「諸施策に対する要望調査」の結果をもとに、「総合・金融・税制」、「工業・エネルギー・環境」、「商業・サービス・労働」の3委員会合同で国へ要望する事項を検討しました。

委員の皆様からのご意見も反映させた要望事項は、東北・北海道ブロック、そして全国中央会の委員会を経て集約され、今年度は、10月24日(木)に福井市にて開催される「中小企業団体全国大会」で決議されます。

委員会で取りまとめた要望事項は、本会ホームページでも掲載しておりますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

令和6年度合同専門委員会を開催	①
山形県商工業振興資金のご案内	②~③
中小企業省力化投資補助金のご案内	④~⑤
通常総会(総代会)終了後の事務手続きについて	⑥
新規設立組合紹介／令和5年度本会加入会員一覧	⑦
山形県工業会 令和6年度通常総会を開催	⑧
山形県青年中央会 第33回ボウリング大会を開催	⑧
山形県共同店舗運営協議会・山形県スタンプ事業運営連絡協議会 商業関係団体交流会を開催	⑨
組合運営実務研修会を開催	⑨
令和6年能登半島地震義援金のお礼とご報告	⑩
令和6年度本会事務局組織図／新規採用職員紹介／令和6年度通常総会のご案内	⑪
大樹生命保険株式会社山形支社	⑫

山形県商工業振興資金のご案内

山形県商工業振興資金は、県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。山形県が金融機関に融資原資の一部を預託(産業立地促進資金は市町村と協調預託)することにより、低利融資を実現しています。

融資に際しては、取扱金融機関での審査があります。ご利用をお考えの場合は、まずは取扱金融機関にご相談ください。

【申込窓口】

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店)、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、北都信用組合、山形第一信用組合、山形県医師信用組合、商工中金(山形支店・酒田支店)

資金名	貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率	限度額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設・設備 運・運転	認定機関	備考
産業活性化 支援資金	・新商品、新サービスを提供するための事業を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための事業を行う方 ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方 ※DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進にも対応	固定 1.6%	1億5千万円 (5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・「やまがたスマイル企業認定制度」で、「ゴールドスマイル企業」又は「ダイヤモンドスマイル企業」に該当 ・雇用者給与等支給額を、計画申請日を含む事業年度又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した事業者
地域産業振 興特別資金	①「経営力向上計画」の認定を受けて事業を行う方 ・中心市街地活性化計画に掲げる事業を行う方 ・BCPの策定及びBCPに基づいた対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) ・「事業継続力強化計画」の認定を受けて事業を行う方等 ②自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品又はバイオ技術の生産設備を導入する方 ※次世代自動車関連の取組みにも対応 ・新分野進出を行う方(別会社又は組合を設立する場合を含む) ・「経営革新計画」の承認を受けて事業を行う方 ・「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う方 ③下記の補助金を受けて事業を行う方 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「中小企業/パワーアップ補助金」「中小企業等事業再構築促進事業補助金」「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」 ・「先端設備等導入計画」の認定を受けて生産性の向上を図るための設備を導入する方 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください)	固定 ①1.4% ②1.2% ③1.0%	2億円(8千万円) ※左欄(☆)については、 3億円 (設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者
事業承継・ M&A 促進資金	①他の事業者から事業資産等の譲渡を受け、当該事業を承継する方 ※県外事業者に対するM&Aも対象(ただし、県内事業の強化に資する場合に限る) ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 ②事業承継後に、株式や事業資産の取得等を行う中小企業者の代表者個人の方 ・事業承継前に、株式や事業資産の取得等を行おうとする事業を営んでいない個人の方 ③「事業承継特別保証制度」又は「近代化資金保証制度(経営承継借換関連)」を利用して経営の承継を行う方	固定 1.0% (③について、 既借借入金の 借換が含まれる場合は 1.6%)	①②2億円 (8千万円) ③2億8千万円 ※既借借入金の 返済資金以外は2億円 (8千円)	①②設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ③10年(1年)	県	③において、借換ができる既借借入金は、保証人(個人)を提供しているものに限る。また、商工業振興資金以外も借換可能
脱炭素社会 推進資金	①「省エネルギーに資する設備等」を導入する方 ・温室効果ガスの排出抑制施設の整備を行う方 ・脱炭素化に係る設備等導入(経費を含む)する方 ②再生可能エネルギー発電設備やその部品を製造する方 例)風力発電設備の部品を製造するために必要な設備を導入など ③再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ④中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方 例)太陽光発電設備を導入した売電事業、工場の屋根に自家消費型太陽光発電設備を導入など	固定 ①1.6% ②1.2% ③1.3% ④1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②2億円 (8千万円) ③30億円 (設備のみ) ④3億円 (設備のみ)	①②設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ③20年(3年) ④20年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・①の要件に加え、「やまがたスマイル企業認定制度」で、「ゴールドスマイル企業」又は「ダイヤモンドスマイル企業」に該当 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者 ・③は県外企業・大企業でも利用可能
開業支援 資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	固定 ①1.2% ②1.9%	①5千万円 ②2千万円	① 設15年(3年) ※建物の新築は20年 ② 設10年(3年) ①②運10年(2年)	開業先の 商工会・ 商工会議所 (NPO法人は県)	【金利優遇 ▲0.2%】 ・①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性、若者(35歳未満)、シニア(55歳以上)、県外から移住して創業する方(原則として移住から2年以内) ・所定の要件を満たした場合は、既往の開業支援資金の借換が可能
観光振興 資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	固定 1.4%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円(設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
産業立地 促進資金	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県産業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社機能を移転する方)に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して立地した方であって増設・増築を行う方	変動 0.7%	20億円	設20年(3年) 運15年(3年)	県及び 立地先の 市町村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能 ・融資利率は、山形県指定金融機関の短期プライムレートの変動幅に合わせて変動させる
環境保全 促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	固定 1.6%	3億円 (5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
小規模企業 資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ①県特 …… 原則として無担保 ②特別小口 …… 無担保・無保証人 ③小口零細 …… 保証付き融資残高が2千万円以下の方(原則として無担保)	固定 ①1.9% ②1.8% ③1.8%	①3千万円 ②2千万円 ③2千万円※ ※既存の保証 付融資残高 を含む	設 7年(2年) 運 7年(2年)	信用保証 協会	・①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要 ・③はNPO法人は対象外 ・所定の要件を満たした場合は、既往の小規模企業資金の借換が可能
経営安定 資金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④局地的な災害により事業所又は主要な事業用資産が被害を受け、今後3か月の売上高が前年同期に比べ20%以上減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ※NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。	固定 1.6%	①②③ 8千万円 (運転のみ) ④8千万円 (8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設10年(2年) 運10年(2年)	①②③ 商工会・ 商工会議所 (NPO法人は県) ④県	・所定の要件を満たした場合は、既往の経営安定資金の借換が可能 ・④において、信用保証協会の緊急短期資金保証を利用している場合は、所定の要件によらず借換が可能 ・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種

地域経済変動対策資金	「物価高騰」の影響により、 ・最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少 ・最近3か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比して5%以上減少のいずれかに該当し、経営に支障をきたしている方	固定 1.6%	1億円 (運転のみ)	10年(2年)	県	【経済変動事象】 ・物価高騰(令和6年4月1日～)
ポストコロナ対応借換資金	①信用保証協会の伴走支援型特別保証を利用して、商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行う方 ②信用保証協会の長期借換保証を利用して、商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行う方 ※既往債務の借換により、元金償還の繰延べや平準化を図るもの ※①は、経営の安定に必要な資金として、ニューマネーのみも可能	固定 ①2.0% ②2.8% 以内	1億円 (②は運転のみ)	①10年(2年) ②15年(3年)	県	
ポストコロナ経営再生資金	信用保証協会の事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を利用して、事業再生を行う方 ※商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行うことも可能	固定 2.1%	1億円	15年(5年)	県	
中小企業再生支援資金	①中小企業活性化協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	固定 2.1%	8千円 (5千円)	①②設15年(2年) 連10年(2年) ③ 設10年(2年) 連7年(2年) ④ 3年	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
経営改善サポート借換資金	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品・新サービスの提供や技術力・生産性の向上等を図るための事業を行うことにより、経営改善に取り組む方	固定 2.1%	8千円 (8千円)	15年(2年)	県	・単なる借換のみは対象とならない ・商工業振興資金以外も借換可能
流動資産担保資金	流動資産を担保として、資金調達を行う方	固定 金融機関 所定 年3.0%以内	6千円 (6千円)	1年	信用保証 協会	

● 制度資金早見表 (詳しくは制度資金一覧表をご覧ください)

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目的・対象		利用資金名
設備投資等、前向きな事業を実施したい方	・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 等	産業活性化支援資金
	・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等	地域産業振興特別資金
	他の事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継・M&A促進資金
	旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
	産業廃棄物処理施設の整備	環境保全促進資金
	工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
・県内で新たに開業したい方 ・開業後5年以内の方で当面の事業資金を調達したい方 等		開業支援資金
[無担保]・[無担保・無保証人]で融資を受けたい方		小規模企業資金
経営の安定を図りたい方	売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金
	知事が指定する経済変動事象の影響により、経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
企業の再生を図りたい方		中小企業再生支援資金
・再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入したい方 ・省エネ化のための設備を導入したい方		脱炭素社会推進資金

【問合先】山形県産業労働部商業振興・経営支援課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話:023-630-2359、3266(金融係) FAX:023-630-3267

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」(愛称:中小企業トータルサポート)を、県商業振興・経営支援課と(公財)やまがた産業支援機構に設置しています。また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。
 県商業振興・経営支援課 → 電話:023-630-2354 FAX:023-630-3267
 やまがた産業支援機構 → 電話:023-647-0664 FAX:023-647-0666

■令和6年4月1日からの主な改正点

- 「地域経済変動対策資金」の経済変動事象に、「物価高騰」を指定。
(「原材料価格の高騰」及び「新型コロナウイルス」の指定は令和6年3月31日をもって終了)
- 「産業活性化支援資金」の金利優遇要件に、「雇用者給与等支給額を、計画申請日を含む事業年度又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合」を追加
- 「事業承継・M&A促進資金第1号」において、県外事業者に対するM&Aを対象に追加(ただし、当該M&Aが県内事業の強化に資する場合に限る)。
- 「ウィズコロナ対応借換資金」、「ウィズコロナ経営再生資金」を、「ポストコロナ対応借換資金」、「ポストコロナ経営再生資金」に改称。
- 「ポストコロナ経営再生資金」の貸付限度額を1億円に増額。

中小企業省力化投資補助金のご案内

IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」から選択して、導入できる簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

[対象要件]

・中小企業等が、事務局HPに公開する補助対象製品のリスト(カタログ)に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、労働生産性年平均成長率3%向上を目指す事業計画※に取り組むこと。

※省力化で削減された工数分の人員削減を行うものは対象外

・(賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合、)給与支給総額年率6%・事業所内最低賃金年額45円以上の賃上げに取り組むこと。

[申請手続]

- ・公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認
- ・カタログを参照して製品を選び、販売事業者へ連絡
- ・GビズIDを取得※のうえ、電子申請システムにより販売事業者と共同申請

※本補助金の申請にはGビズID(アカウント)の取得が必要です。ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

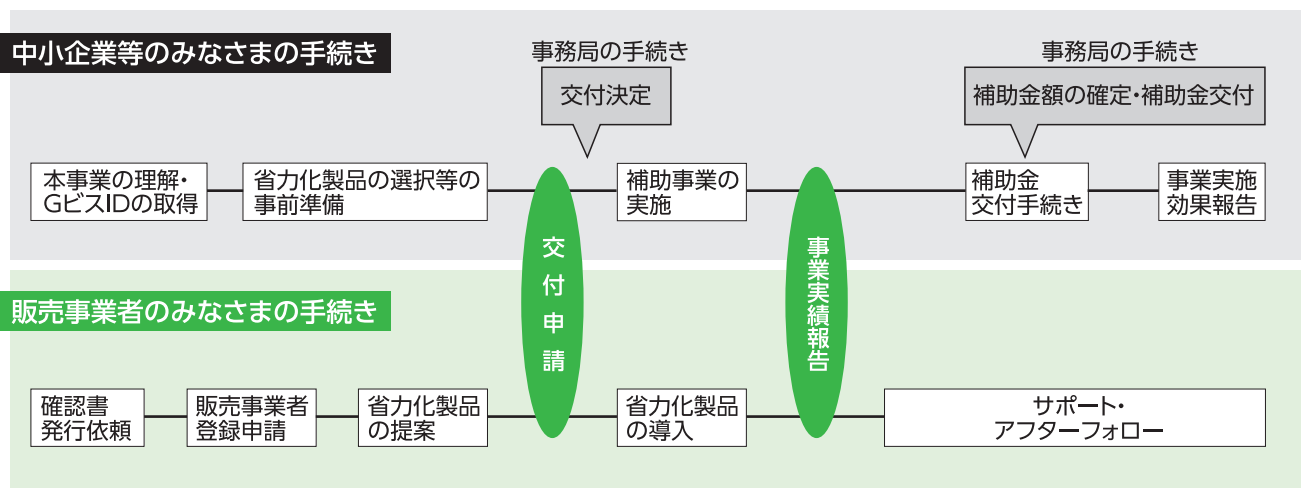
検索

[事業実施、フォローアップ]

- ・交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- ・補助事業実施期間内に省力化製品の導入を行い、実績報告書を提出
- ・申請時の事業計画に基づき毎年度効果報告を提出※

※5年の間、効果報告では、「製品の継続利用確認」、「賃上げ実績」、「付加価値向上実績」を提出いただきます。なお、本事業で発生した利益は収益納付いただく必要があります。

[申請から事業終了までの流れ]



[公募期間]

令和8年9月末頃までの間に複数回の公募を行い、補助事業の申請を受け付けます。
申請開始時期は後日HPよりお知らせがあります。

[補助率及び補助額]

カタログに掲載された製品が補助対象となります。また、補助上限額は従業員数ごとに異なります。

補助対象	従業員数	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等	5人以下	200万円(300万円)	1/2以下
	6～20人以下	500万円(750万円)	
	21人以上	1,000万円(1,500万円)	

[業種ごとの活用イメージ]

CASE1：物流業×無人搬送車

倉庫に無人搬送車を導入することで、棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上。

CASE2：宿泊業×自動清掃ロボット

旅館において、自動清掃ロボットを導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で顧客満足度を向上させ、高付加価値化。

CASE3：飲食業×スチームコンベクションオーブン(プログラム機能付き調理器具)

人手不足の解消のため、複数の料理を同時かつ大量に自動加熱調理可能とする。

CASE4：飲食業×券売機

券売機を導入することで注文受付を自動化し、さらにキャッシュカウント機能を具備すれば、売上計上作業等の経理業務が不要となる。

CASE5：小売業(ガソリンスタンド)×タブレット型給油許可システム

セルフSSにおいて、事務所内でしかできなかった給油許可が、敷地内であれば可能となり、他の作業をしながら給油許可が可能となり、待機時間の削減・人時生産性を向上。

最新の情報についてはHPにてご確認ください。

[問い合わせ先]

中小企業省力化投資補助事業コールセンター [https://shoryokuka.smrj.go.jp/]

問い合わせ時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜 (土・日・祝日除く)

TEL：0570-099-660 IP 電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7595



通常総会(総代会)後の事務処理について

組合は、通常総会(総代会)終了後、決算に基づき税務申告及び納税、認可行政庁並びに法務局に届出や申請等を行わなければなりません。

所管行政庁への決算関係書類等の届出や認可申請が行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もありますのでご注意ください。

1) 税務申告及び納税

通常総会(総代会)で確定した決算に基づき税務計算を行い、所轄税務署、県、市町村に法人税、県民税、事業税、市町村民税及び消費税の確定申告を行い、納税します。

なお、青色申告の承認を受けている組合につきましては、申告期間を過ぎてしまうと承認が取り消されてしまい、欠損金の繰越控除や少額減価償却資産の一括償却などの特典が無くなってしまいますので、必ず期間内に申告と納税を行ってください。

2) 決算関係書類及び役員変更届出書の所管行政庁への提出

通常総会(総代会)終了後、2週間以内に決算関係書類を所管行政庁へ提出しなければなりません。

また、役員の変更があった場合、変更のあった日から2週間以内に役員変更届を所管行政庁へ提出しなければなりません。

決算関係書類提出書

<添付書類>

- ①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理案、⑥監査報告書、⑦通常総会(総代会)議事録の写し

役員変更届出書

<添付書類>

- ①変更した役員の氏名・住所、②変更の年月日及び理由を記載した書面
- ③理事会議事録の謄本(原本証明が必要)、④通常総会(総代会)議事録の写し

なお、決算関係書類への通常総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への通常総会議事録(総代会議事録)添付を省略することができます。また、**役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に変更がない場合は、所管行政庁への役員変更届の提出は不要**となります。

(※役員全員重任の場合でも、代表理事の変更登記は必要となりますのでご注意ください。)

3) 定款変更の認可申請

通常総会(総代会)で定款を変更した場合には、速かに所管行政庁に定款変更認可申請をして認可を受けなければ効力が発生しません。定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に本会へご相談下さい。

定款変更認可申請書

<添付書類>

- ①変更理由書、②変更箇所を記載した書面(新旧対照表)、③定款変更を議決した通常総会(総代会)の議事録の写し
- ④定款変更前・変更後の事業計画書又は収支予算書(定款変更が事業の場合)

4) 登記の申請

代表理事の変更(重任を含む)や出資金の変更、定款の変更などによって登記事項証明書に記載がある事項について変更があった場合、変更登記申請をしなければなりません。

主な変更登記事項

- ①代表理事の変更、②出資の総口数及び払込済出資総額の変更、③組合名称の変更、④事業の変更、⑤地区の変更、⑥公告方法の変更、など

なお、登記事項に変更が生じた場合、速やかに変更登記申請を行わないと、裁判所から代表理事個人あてに過料の請求が届く場合がありますので、ご注意ください。

不明な点については、本会までご連絡ください。

新規設立組合紹介

山形中央地区生コンクリート卸商協同組合

【設 立】 令和6年2月
【代表理事】 久保市 政和
【所在地】 山形市砂塚
【組合員数】 4名

業界の中小企業者は、生コンクリート出荷量の全国的な減少、原材料や燃料価格の上昇、慢性的な人手不足等の多くの経営課題を抱えています。このような状況を打開すべく、地域の中小企業者同士が連携し事業協同組合として共同で事業を実施することで、経営課題の解決と業務効率化を図ることを目的に令和6年2月に「山形中央地区生コンクリート卸商協同組合」を設立しました。

令和5年度 本会加入会員一覧

令和5年4月から令和6年3月の間に本会に加入した3組合をご紹介します。

【企業組合浜っこマルシェ】

【主な事業】 食料品、日用品の販売及び委託販売 地域特産品の情報発信及び販売
【設 立】 令和5年11月 **【代表理事】** 阿部 麻知子
【所在地】 鶴岡市温海 **【組合員数】** 5名

【GSS協同組合】

【主な事業】 外国人技能実習生の受入事業
【設 立】 令和4年11月 **【代表理事】** 佐藤 和男
【所在地】 山形市黒沢 **【組合員数】** 4名

【協同組合ポーナブル】

【主な事業】 組合員の取り扱う医療・介護・福祉機器の共同受注 福祉サービスの共同斡旋
【設 立】 令和5年12月 **【代表理事】** 高橋 昌起
【所在地】 山形市成安 **【組合員数】** 4名

山形県工業会 令和6年度通常総会を開催



新会長 前田直之氏



前会長 松村英一氏

5月13日(月)山形市 ホテルメトロポリタン山形において、山形県工業会令和6年度通常総会を開催しました。

総会には来賓、会員等を含めて55名が出席し、松村会長の挨拶後、来賓を代表して山形県知事 吉村美栄子 様より祝辞をいただきました。その後審議に入り、全議案が原案通り可決決定されました。

役員改選では、エムテックスマツムラ株式会社相談役松村英一氏が会長を退任し、新たに前田製管株式会社代表取締役社長前田直之氏が会長に就任されました。

副会長では、株式会社石澤製作所代表取締役社長石澤明氏、フジクラ電装株式会社代表取締役社長本間秀徳氏、山形県中小企業団体中央会副会長兼専務理事鈴木仁氏が退任し、新たに、株式会社伊藤製作所代表取締役社長伊藤明彦氏、NECパーソナルコンピュータ株式会社生産事業部長塩入史貴氏、山形県中小企業団体中央会江袋一宏氏が就任されました。庄司和敏氏、上野光徳氏の各副会長は再任となりました。

山形県中小企業青年中央会 第33回ボウリング大会を開催

3月6日(水)山形市 ヤマコーポウルにおいて、山形県中小企業青年中央会の福利厚生事業であるボウリング大会を開催しました。

本大会には13名が参加し、山形県再生資源商工組合青年部会所属で青年中央会副会長の鈴木



正人氏の始球式から始まり、大盛況のうちに終わることができました。また、その後の懇親会においても業種関係なく各青年部同士で交流を深めることができ大変有意義なものとなりました。

山形県中小企業青年中央会では、ボウリング大会といった福利厚生事業をはじめ、山形県観光物産市へのイベント出展事業である『わくわくしごと☆チャレンジ』など様々な事業を実施しております。是非、組合青年部の皆様からのご加入をお待ちしております。

山形県共同店舗運営協議会・山形県スタンプ事業運営連絡協議会 令和5年度商業関係団体交流会を開催



山形県共同店舗運営協議会(小松壮一会長)と山形県スタンプ事業運営連絡協議会(枝松正憲会長)の商業関係2団体は、3月4日(月)、昨年度令和4年度に続き、2回目となる交流会を開催しました。

第1部では、株式会社井筒屋が運営する食品スーパー食品館256の視察を行い、視察後、山形市 山形七日町ワシントンホテルに場所を移して、代表取締役 榎森啓氏より、老舗企業である井筒屋のこれまでのあゆみや食品館256の店舗運営の工夫について、ご説明いただきました。

第2部として、各団体・会員組合の事業等の現状と課題や今後の方針等についての情報交換会を行いました。榎森啓氏には引き続きアドバイザーとして参加してもらい、活発な意見交換の場となりました。

組合運営実務研修会を開催



3月12日(火)山形市 霞城セントラルにおいて、「組合会計・運営実務研修会」をテーマに開催し、会場とWeb出席を合わせて28名にご参加いただきました。

奥山享税理士事務所 所長 奥山享氏を講師としてお招きし、定額減税といった令和6年度の税制改正、組合決算期の事務手続きの流れといった組合会計の留意点及びインボイス制度や電子帳簿保存法改正に伴う実務対応のポイントなどについての説明がありました。

令和6年能登半島地震に対する義援金のお礼とご報告

令和6年能登半島地震において被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

本会では、全国中小企業団体中央会主導のもと、被害のあった地域の中小企業組合等の方々を支援するため、皆さまに義援金へのご協力をお願いいたしました。その結果、121団体、合計2,470,000円もの義援金をお寄せいただき、令和6年3月11日に全国中小企業団体中央会から石川県中小企業団体中央会へと贈呈されました。

皆さまの温かいご支援、ご協力に感謝申し上げますとともに、一日も早い被災地の復旧・復興をご祈念申し上げます。

※ご協力いただいた方々は以下のとおりです(五十音順・敬称略)。

赤帽山形県軽自動車運送(協)	寒河江市管工事業(協)	ぱれっと(企)	山形県ハイヤー交通共済(協)
赤湯温泉旅館(協)	酒田管工事(協)	真室川サポート(企)	山形県板金(工)
アトリエ・ミューズ(企)	酒田電気工事(協)	三川町ショッピングセンター開発(協)	山形県ビルメンテナンス(協)
大鳥振興(企)	さとみの漬物講座(企)	村山酒販(協)	山形県麺類飲食生衛組合
置賜国際業務開発(協)	庄内環境保全(協)	最上郡米穀集荷(協)	山形県木材産業(協)
置賜トラック運送事業(協)	庄内環境緑化事業(協)	最上車検整備(協業)	山形県遊技業(協)
尾花沢米穀集荷(協)	庄内再生骨材(協)	山形鋳物工業団地(協)	山形再生骨材(協)
叶理家(協)	庄内青果花き物流活性化事業(協)	山形貨物運送事業(協)	山形市管工事(協)
上山温泉利用(協)	庄内青果仲卸(協)	山形県印刷(工)	山形市再生資源(協)
上山管工事(協)	庄内地方青果物商業(協)	山形県屋外広告美術(協)	山形市中央青果卸売(協)
(企)おぐにワラビコ	荘内トラック運送事業(協)	山形県菓子(工)	山形青果商業(協)
(協業)長井西置賜車検センター	庄内生コンクリート(協)	山形県カイロプラティック(協)	山形青果小売商業(協)
(協)小国ショッピングセンター	庄内まちづくり(協)虹	山形県環境整備事業(協)	山形専門産業(協)
(協)小国ポイント会	白鷹自動車車検(協業)	山形県管工事業(協連)	山形中央(信組)
(協)ギフト庄内町	しらたかノラの会(企)	山形県缶詰工業(協)	山形中央生コンクリート(協)
(協)酒田流通センター	新庄自動車整備(協業)	山形県コンクリート製品工業(協)	山形トラック運送事業(協)
(協)東北林産工業	高畠外国人受入(協)	山形県サッシ・ガラス(協)	山形パナソニック共栄(協)
(協)中山ショッピングプラザ	立谷川工業団地(協)	山形県室内装飾事業(協)	山形米穀商業(協)
(協)風車市場	鶴岡管工事(協)	山形県自転車軽自動車商(協)	山形縫製(協)
(協)山形ウッドエネルギー	鶴岡市環境事業(協)	山形県自動車販売商工(協)	山形縫製工業(協)
(協)山形給食センター	鶴岡米穀商業(協)	山形県商工振興(協)	山形木工団地(協)
(協)山形木造住宅プレカットシステム	天童市管工事業(協)	山形県醤油味噌工業(協)	山形リサイクル(協)
(協)山形流通団地	豊栄青果物(協)	山形県水産物商業(協連)	米沢織物(工)
(協)ゆーしーる	東方流通(協)	山形県スポーツ用品小売商業(協)	米沢環境事業(協)
(協)米沢総合卸売センター	長井機械工業(協)	山形建設工業団地(協)	米沢再生資源(協)
(協)労研センター	長井地場食品(協)	山形県鉄構(工)	米沢市管工事(協)
共和環境保全(協)	中町中和会商店街(振)	山形県電機(商)	米沢電気工事(協)
県食連(協)	七日町一番街商店街(振)	山形県ナレッジ経友会事業(協)	山形県中央会
県南自動車整備事業(協)	南果連(協)	山形県ニット(工)	山形県中央会役員
県北自動車整備(協業)	南陽市上下水道工業(協)	山形県農業機械商業(協)	
公園通り商店街(振)	日本海物流ネットワーク(協)	山形県ハイウェイ事業(協)	

山形県中小企業団体中央会事務局組織図

(令和6年4月1日現在)



新規採用職員紹介

事業推進部 書記 小山 和葉

4月から採用になりました小山和葉と申します。これまでの経験を活かしつつ新たな日々の学びを大切にして地元山形に貢献できるよう努めてまいります。至らない点もあるかと思いますが、誠心誠意業務に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。



令和6年度 本会通常総会のご案内

既にご案内をしておりますが、本会の令和6年度通常総会は以下の通りの開催となります。

日時：令和6年6月13日(木) 13時30分

場所：山形市 ホテルメトロポリタン山形

会員の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

大樹生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー
大樹生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

山形県中小企業団体中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員がご契約者の場合、団体扱^{*}となり、一般扱(口座振替扱月払等)よりも
割安な保険料でご契約いただけます。

* 団体扱とは、山形県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



大樹 Taiju Select
セレクト

無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 山形支社

〒990-0031 山形市十日町1-1-1 三の丸ビル 4F TEL:023-623-3325
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2021-1007 (2021.10)